

分 別 収 集 計 画

八 戸 市

(平成 22 年 6 月)

八戸市分別収集計画 目次

1	計画策定の意義	2
2	計画の基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6	容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物毎の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
11	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8
	《特記事項》	9

1 計画策定の意義

21世紀は「環境の時代」ともいわれ、国においては、循環型社会の構築に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法を制定するとともに、循環型社会形成推進基本計画を策定し、様々な施策が展開されているところである。

当市においても平成9年度から資源物の分別収集を行い、平成12年度にはペットボトルを分別品目に追加し、平成13年6月からは「家庭ごみの有料化」を導入したほか、平成19年度からは、厚紙などの「その他紙」の分別収集を開始し、ごみの減量化及びリサイクルの推進に取り組んできたところである。

また、平成16年度には、「人と自然と地球にやさしい環境先進都市 八戸」を目標とする「八戸市環境基本計画」を策定及び計画期間を平成26年度までとする「ごみ処理基本計画」を策定したほか、平成18年7月には、「限りある資源を有効に利用し、持続可能な循環型社会の構築」を目指す「循環型都市宣言」を行ったところである。

この分別収集計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物のリサイクル事業に関する基本指針であり、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を理解し、協働で取り組むことにより、限りある資源の有効利用を図り、資源循環型社会の構築を推進するものである。

2 計画の基本的方向

本計画は、法第8条第1項の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集について策定するものであるが、当市においては容器包装外の品目である「新聞」「雑誌」「チラシ」「古布」の分別収集についても、本計画に含めて策定することとする。

なお、分別収集の実施にあたっては、現行の収集、処理体制及び処理施設を使用しているものとし、市の収集及び処理能力の範囲を越えるものに関しては、市内の事業者の協力を得ながら、行うものとする。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直しを行うものとする。

4 対象品目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色びん、茶色びん、その他びん、ペットボトル、段ボール、その他紙製容器包装を対象品目とする。

また、このほか、容器包装廃棄物外である新聞、雑誌、チラシ、古布についても本計画に含めるものとする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	12,184	12,076	12,001	11,926	11,882

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、市民、事業者及び行政の3者がそれぞれの立場で役割を分担し、相互に連携を図るものとする。

〈方針〉

市民：ライフスタイルの見直し

事業者：環境に配慮した事業活動の推進

行政：循環型社会構築に向けた体制づくり

〈具体策〉

市民：①買い物する際のマイバックの利用推進

②詰め替え製品の優先的な購入

③分別収集、集団回収及び店頭回収への協力

④環境教育・環境学習の場への積極的な参加

事業者：①過剰包装の自粛及び詰め替え商品の販売促進

②店頭回収など資源回収の実施

③再生資源の利用促進（OA紙、段ボール、他）

④廃棄物の減量及び再利用に関する計画の作成

行政：①分別収集の実施

②市民及び事業者への意識啓発活動

③資源物集団回収運動の支援

④庁舎内及び出先機関における率先的な排出抑制及び資源化活動

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

当市の収集に係る分別の区分は、必要な機材や作業員、選別等に必要な処理施設を考慮し、下表のとおりとする。

	区 分	種 類	収 集 の 区 分
分 別 収 集	容器包装	スチール缶	缶・びん・ペットボトル
		アルミ缶	
		無色びん	
		茶色びん	
		その他びん	
		ペットボトル	
		段ボール	段ボール
		その他紙製容器包装	その他紙
	容器包装外	新聞	新聞
		雑誌	雑誌・チラシ
チラシ			
古布		古布	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物毎の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

種類	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
スチール缶	474		471		468		465		462	
アルミ缶	419		416		414		411		409	
無色 びん	68		67		67		67		66	
	(引渡) 68	(独自) 0	(引渡) 67	(独自) 0	(引渡) 67	(独自) 0	(引渡) 67	(独自) 0	(引渡) 66	(独自) 0
茶色 びん	217		216		215		213		212	
	(引渡) 217	(独自) 0	(引渡) 216	(独自) 0	(引渡) 215	(独自) 0	(引渡) 213	(独自) 0	(引渡) 212	(独自) 0
その他 びん	889		884		878		873		867	
	(引渡) 889	(独自) 0	(引渡) 884	(独自) 0	(引渡) 878	(独自) 0	(引渡) 873	(独自) 0	(引渡) 867	(独自) 0
段ボール	1,106		1,099		1,092		1,085		1,078	
その他紙 製容器包装	429		426		424		421		418	
	(引渡) 0	(独自) 429	(引渡) 0	(独自) 426	(引渡) 0	(独自) 424	(引渡) 0	(独自) 421	(引渡) 0	(独自) 418
ペット ボトル	576		573		569		565		562	
	(引渡) 576	(独自) 0	(引渡) 573	(独自) 0	(引渡) 569	(独自) 0	(引渡) 565	(独自) 0	(引渡) 562	(独自) 0
新聞	1,363		1,355		1,346		1,338		1,329	
雑誌・チラシ	2,919		2,901		2,883		2,865		2,847	
古布	98		97		97		96		95	

分別基準適合物の特定分別基準適合物（法第2条第6項及び第7項）

びん及びペットボトルなど、一般的に有償及び無償での譲渡ができず、再商品化する必要があるもの



法第2条第6項に規定する主務省令で定める物（規則第3条）

スチール缶、アルミ缶及び段ボールなど、一般的に有償又は無償で譲渡することが明らかなもの



容器包装外廃棄物



9 分別収集を実施するものに関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

当市が分別収集を実施するにあたっての種類ごとの実施者等を次のとおり定める。

分別収集は現行の収集体制を利用して行う。

なお、市民団体などによる集団回収やスーパー等で店頭回収されている紙パック、白色トレイ及びペットボトルキャップについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

種類	実施者	収集・運搬		選別・保管
		収集者	収集容器	
スチール缶 アルミ缶 (缶類)	八戸市	直 営 ・ 委 託	透明袋	八戸地域広域 市町村圏事務 組合 (八戸リサイ クルプラザ)
無色びん 茶色びん その他のびん (びん類)				
ペットボトル				
段ボール		委 託	品目ごとに紐 で縛る	
その他紙製容器包装				
新聞				
雑誌 チラシ				
古布		透明袋		
生きびん	住民	販売店に戻す、集団回収		事業者
白トレイ	販売店	販売店	店頭回収箱	それぞれの実 施団体に委ね る
紙パック	住民	住民	集団回収	
ペットボトルキャップ	販売店	販売店	店頭回収箱	

※網掛け（ ）の部分は、容器包装外廃棄物を示す。

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当市が分別収集する品目については、八戸地域広域市町村圏事務組合の所管する中間処理施設（リサイクルプラザ）で選別・圧縮・梱包・保管するものとする。

種類	収集に係る 分別の区分	排出・収集 容器	収集車両	中間処理選 別・保管
スチール缶 アルミ缶 (缶類)	缶・びん・ペ ットボトル	透明袋	パッカー車	八戸地域広域 市町村圏事務 組合 (八戸リサイ クルプラザ)
無色びん 茶色びん その他のびん (びん類)				
ペットボトル				
段ボール	段ボール	品目毎に 紐でしば る	平ボディ車	
その他紙製容器包装	その他紙			
新聞	新聞紙			
雑誌 チラシ	雑誌・チラシ			
古布	古布	透明袋		

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

分別収集の重要性を市民に十分理解していただくために、次のような施策を推進する。

- ① 家庭ごみや資源物の適正な排出と処理等を周知するため、全戸にチラシを配布するほか、広報紙、テレビなどを活用し、ごみの適正な排出について協力を求める。
- ② 行政と地域住民とのパイプ役として各町内にごみ減量推進員を配置し、地域ごとの現状を把握するとともに、分別排出の徹底と分別マナーの向上を図る。
- ③ 町内会、子供会、PTAなどの市民団体が行う、資源物集団回収運動を推進する。
- ④ 八戸リサイクルプラザや清掃工場などの施設の見学会や、各種イベントを通じて、市民に対して意識啓発を行うとともに、ごみ処理の状況について一層の理解を求める。
- ⑤ 廃棄物減量等推進審議会を積極的に活用し、ごみの減量化・資源化を推進する。

《特記事項》

本計画では、「容器包装リサイクル法」第2条第6項及び第7項に定める計画対象品目を次のとおり定める。

計画対象品目		本計画における 種 類	
容器包装廃棄物			
主として鋼製の容器包装		缶 類	スチール缶
主としてアルミニウム製の容器包装			アルミ缶
主としてガラス製の容器包装	無色	びん類	無色びん
	茶色		茶色びん
	その他		その他びん
主として紙製の容器包装で、飲料を充填するためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙 製 容 器	紙パック
主として段ボール製の容器包装			段ボール
主として紙製の容器包装で、飲料を充填するもの、及び段ボール製のものを除く容器包装			その他の紙製容器
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器で飲料または醤油を充填するためのもの		プラ製 容 器	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装で、PET製以外の容器包装			その他のプラ製容器
容器包装外廃棄物			
新聞			新聞
雑誌			雑誌
チラシ			チラシ
古布			古布